

学校でおこった性暴力被害の 初期対応手引き

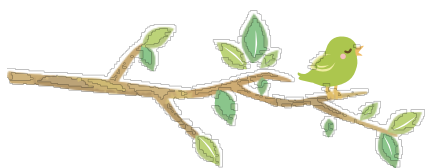
はじめに

もし児童生徒から「性暴力被害にあった」と相談されたら、あなたならどうしますか。

性暴力被害には、たくさんの種類がありますが、からだの被害だけでなく、こころにも傷を受けるために、今後の人生に大きな影響を与えてしまいます。

児童生徒たちが、学校の担任や養護教諭等に相談しやすい体制を整えるためには、性暴力についての理解を深め、正しい知識と考え方を学ぶことが大切です。

本手引きでは、学校の管理下で起こった児童生徒間における性暴力被害の初期対応について記載しています。性暴力被害に遭ってしまった児童生徒たちのからだやこころを守る為に、この手引きをご活用いただけますと幸いです。



2021年2月

奈良県性暴力被害者サポートセンター
NARAハート

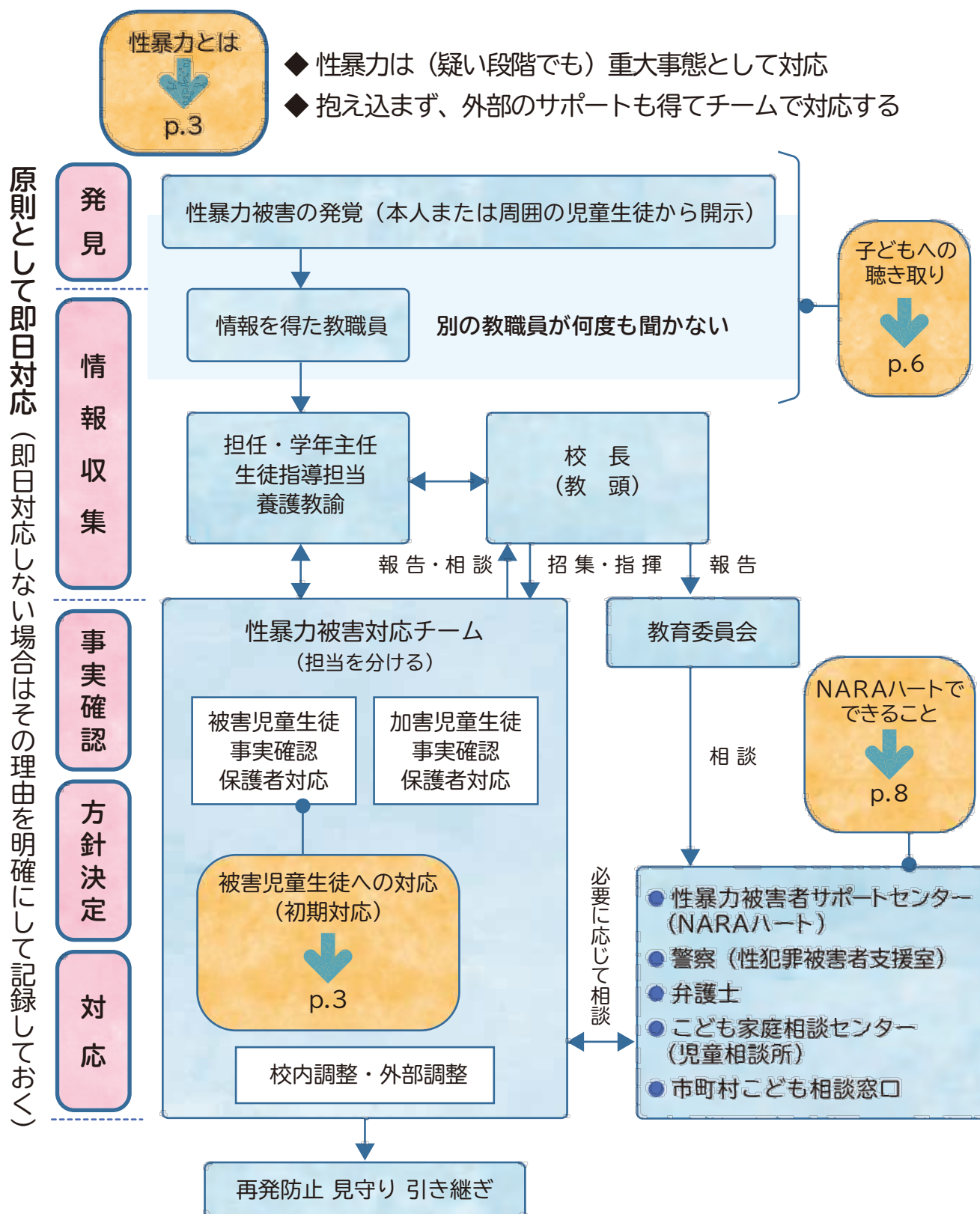
目次

● はじめに	1
● 学校で性暴力がおこった場合のタイムライン	2
● 性暴力とは	3
● 被害児童生徒への対応（初期対応）	3
● 子どもへの聴き取り	6
● NARAハートでできること	8

本手引きは、国立研究開発法人科学技術振興機構「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」による『安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築』研究開発領域で採択されたプロジェクト「トラウマへの気づきを高める“人—地域—社会”によるケアシステムの構築」の成果物である『学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き』を引用し、一部抜粋して作成しています（引用部分：本紙p.2～8）。

※本手引きは、一つの対応指針であり、それぞれの学校の状況や当該児童生徒の個性性を考慮して対応にあたって頂くことが肝要であり、実際にこのようにしなければならないものではありません。行為の結果に対する責任は、学校又は学校設置者にあることにご留意ください。

学校で性暴力被害がおこった場合のタイムライン



性暴力とは

性暴力とは、性を手段にした暴力のことであり、「本人の意に反した性的な言動」と定義されます。「意に反する」というのは、被害者が「嫌だ」と言った時だけではなく、嫌だけれども断れない、逃げられない、応じざるを得ないといった状況も含みます。

性暴力とは必ずしも、直接身体や性器に接触する行為とは限りません。のぞきや下着を盗る、ポルノや性行為を見せる、性的な被写体として撮影する、露出した性器を見せる等の非接触型の性暴力もあります。皆の前で下着をおろす、服を脱がすといった性的いじめも性暴力です。

性暴力の被害者は女子だと思われがちですが、実際には男子も被害に遭います。加害者の性別も、被害者の異性とは限りません（「子どもへの性暴力 その理解と支援」藤森和美・野坂祐子編）。

被害児童生徒への対応（初期対応）

＊性暴力は(疑いの段階でも)重大事態と捉え、原則として即日対応する必要があります。

1 被害児童生徒本人から打ち明けられたら？

被害児童生徒が安心して話せる場所で話しやすい教職員が話を聴きます。最初の段階では、ケースシート※を利用するなどして、「誰に、何をされたか」を聴き、何度も被害にあっている場合には可能であれば直近の被害日時について確認します(⇒子どもへの聴き取り p.6)。傷ついた気持ちに寄り添い、言いにくいことを「話してくれてありがとう」と伝えましょう。さらなる聴き取りは十全に準備をしたうえで行います。

※ケースシートは以下からダウンロードできます。

学校での性暴力被害がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き (p.23)
https://onestop-hyogo.com/wp-content/uploads/2020/07/tebiki_web.pdf

2 本人以外の児童生徒から相談されたら？

誰がいつ、どのような場面で知ったか、被害児童生徒本人は教職員にそのことを伝えても構わないと言っているかを確認します。情報を提供してくれた児童生徒に対しては「先生に相談してくれたことは間違っていないよ」という姿勢を示した上で、この話を広げないことと、困った時に相談できる教職員の名前を伝えます。被害児童生徒が開示を嫌がっている場合や了解しているかどうか分からない場合は、慎重に進めないと、心配して情報を提供してくれた児童生徒の立場を悪くしてしまいます。

3 管理職へ報告し、チームで対応しましょう

「疑い」の段階で重大事態と考え、原則的に即日に報告、調査、対応を開始します。なにより管理職のスピーディな判断が重要です。即日に対応を開始しない場合は、保護者に説明できる理由を明確にして記録に残しておく必要があります。

最初にチームを作って役割を決めます。性暴力被害の場合、原則としてチームの教職員のみ詳しい情報を共有します。被害児童生徒の支援担当教職員を決め、被害状況と不安・心配なことなどを聴き取ります。学校内に加害児童生徒がいる場合、同時に加害児童生徒からの聴き取り担当教職員を決めます。同じ教職員が被害・加害双方から話を聴くと、自分が話したことが相手に伝わってしまうと感じ、信頼関係を築くことが難しい場合があります。一人の教職員に負担がかかりすぎないように、事案ごとにスクールカウンセラー、養護教諭なども含めたチームで対応する必要があります。

被害児童生徒の保護者に連絡し、はじめに学校として「全力で被害児童生徒を守る」「秘密は守る」ことを強く約束することが肝要です。そして「いまのところわかっている情報」を共有し、以下について保護者に伝えます。

- ① 医療機関受診の必要性（治療が必要な外傷があった場合、妊娠の可能性があり緊急避妊ピルが有効な72時間以内の場合など）
- ② 心とからだのケアの必要性和、性暴力被害者サポートセンターのような専門機関に相談するメリット（保護者だけでも相談は可能です⇒NARAハートにできること p.8）
- ③ 学校内で今回の出来事を知っている教職員（チームのメンバー）
- ④ 警察に通報する意思はあるかの確認（被害直後であれば、事実を証明する証拠を採取することが可能です）

4 学校内及び学校外の関係機関との調整担当教職員を決めましょう

児童生徒や保護者の間で「うわさ」が広がらないように配慮します（とくにSNSへは注意が必要です）。教職員の情報共有の範囲を決めます。

「疑い」の段階であっても教育委員会への報告は必要です。性暴力被害加害の対応については、苦慮することが多いため、教育委員会の援助も得ながら、専門機関からの助言で救われることもあります。（性暴力被害者サポートセンター等の相談窓口では教職員からの匿名での相談や電話相談も可能です。初期対応での注意点や被害児童生徒への配慮など第一報の時点から助言があることで学校の緊張

と負担が軽減します。)

さらに必要に応じて警察、弁護士、福祉、医療へ相談する優先順位とタイミングを判断しますが、あくまで本人の意思やペースを大事にしてください。

5 安全な場所の確保・維持、再被害防止のために

担任もしくは支援担当教職員は、被害児童生徒の心身の状況を考え、学校に来ることなどへの不安・心配はないかを本人にたずねます。当分の間、保護者が送り迎えの方がよい場合もあります。被害児童生徒とは以下のことについて前もって話し合っておきましょう。

- 誰かが被害のことを質問した時にどう答えたらよいか
- 被害を受けたことで学校内で行けなくなった場所があるかどうか(加害児童生徒の別室登校など、被害児童生徒を守る具体的な方法の提示も必要になることがあります)
- どういう状況(男性と2人になる、後ろから背中を叩かれるなど)で精神的に不安定(パニックになる、呆然とたたずむなど)になるか(教材や性教育など行事での配慮が必要になることがあります)
- 同じような被害を受けそうになった時にできることの具体的な例(すぐにいや!と言う、逃げる、理由を言って離れる、先生など大人に話すなど)

「うわさ」になっている場合は、本人、保護者の了承のもとに、「うわさ話を広げることによって、傷ついた子がより学校に行きづらくなることをわかってほしい」などとクラスや学年で児童生徒に伝えます。

6 本人、保護者と定期的に連絡をとりましょう

児童生徒が被害にあうことにより、保護者も傷つき動揺します(同様なトラウマ反応を起こします＝代理受傷)。保護者自身の怒りや不安から、事件の解決を急いだり、将来のことまで心配したりすることもあります。ていねいに保護者の話を聴き、気持ちに寄り添うことで落ち着くことができます。児童生徒の回復には、保護者の関わりが大きく影響してきます。ただし、保護者の気持ちと本人の気持ちがずれてしまうこともしばしばみられるため、本人の気持ちや考えを十分に聴いてあげないと、本当の回復にはつながりません。本人のことをしっかり理解しながら、学校と保護者がよい連携をとっていくことが子どもの回復につながります。

また、被害児童生徒が学校で以前と変わらずに過ごしているように見えても、家では疲れて勉強が出来なかったり、暴れていたたりすることは珍しくありません。

本人と定期的に話したり、保護者に連絡して家での様子を聴いたりして、本人の状況を把握します。

被害児童生徒の学校生活における配慮事項も徐々に変化していくので、定期的に支援体制の見直しをしなければなりません。不眠、食欲不振、集中できないなどの状態が続くようなら、医療機関への紹介が必要かもしれません。

子どもへの聴き取り

*当事者に話を聴く際には、以下の点に十分注意して、まず事実確認をします。事実確認と生徒指導は区別します。

1 〈環境〉他の人には聞かれないように、静かな落ち着いた場所で聴く

話が中断しないように、例えば電話などでの邪魔が入らないようにします。偶発的な状況として話を切り出す時には、「最近元気がないみたいだけど、何かあったら教えて」「ここに怪我をしているね。どういことがあったのか、教えて」というのが、よくある導入の仕方です。

2 〈態度〉感情的な対応にならない

子どもは最初から全てを開示することはありません。事実の一部だけを話して相手の様子を見て、この人にそれ以上の話をしても大丈夫かどうかを感じ取ろうとしています。性の話は聴く方にとっても負担が大きいのですが、大人が怒りや動揺を見せたり、「それはひどい」とか「どうしてそんなことをしたんだ」などと加害児童生徒や被害児童生徒本人を非難したりすると、子どもはそれ以上話ができなくなってしまいます。

3 〈スキル〉

1 無理に聴きすぎない

重大なことだと思うと「いつ」「どこで」を確認したくなりますが、最初の段階では「誰が」「身体のどの部分に」「何をした」のかを聴き取ることができれば、それだけで十分です。特に小学校低学年や知的障がいのある児童生徒の場合は、「時」の概念がまだ十分に育っていないため、被害に遭った日を間違えて伝えてしまって、事実誤認につながることもあるため、注意が必要です。子どもが自ら積極的に詳しい話をしている場合には、それを遮る必要はありませんが、こちらからあれこれ質問することは避けましょう。しかしながら被害内容によっては緊急避妊など医療機関を受診する必要性があるかどうか判断するために「い

つ」について尋ねなくてはならないこともあります。

話が一段落ついたら、話をしたくなった気持ちを十分に受けとめた上で、「話をしてくれてありがとう。とても大事な話なので、どうするのが一番いいか、信頼のできる人たちと相談をするから、その後でもう一度話を聴かせてくれる？」と後につなぐようにします。

2 誘導や圧力にならないように気をつける

「〇〇さんから聞いた」は誘導につながります。また「なぜ」「どうして」(Why)という言葉は、子どもに「非難されている」という圧力をかけてしまいますので、「どういうことで」(How)に言い換えてください。('どうしてそこに行ったの?')ではなく、「どういうことがあって、そこに行くことになったの?」など)

3 開示をほめすぎない

「そんなつらいことをよく話してくれた」という気持ちになるのは当然ですが、それを伝えるのは面接の最後にしましょう。開示直後にそれを伝えると子どもは、ほめられた、もっとほめてもらおうと思って、「話を作ってしまう」こともあるからです。

4 〈今後のこと〉

1 確認などのために他の人がもう一度話を聴くことは避ける

被害体験を忘れたいと思っている子どもにとって、何度も話を聴かれてそれを思い出させられることはトラウマ体験をより深めることになります。また子どもの話の内容や記憶そのものが変化してしまうリスクもあります。性暴力被害は、医学的な診察では異常所見が見つからず、子どもの話が唯一の証拠になることも少なくありません。

2 わからないことは言わない・できない約束はしない

「加害児童生徒は転校することになると思う」などと言いたくなる気持ちはわかりますが、加害児童生徒が必ずしも処分の対象にならない場合もあり、そうすると子どもは「先生もうそをついた。私を守ってくれなかった」と信頼を失うことになります。

また子どもが「他の人には言わないで」と言ったら、「誰に言われるのが心配なの?」「言ったらどうなってしまうと思うの?」と尋ねてください。「そういうことが心配だったのね」と子どもの気持ちをちゃんと受け止めてから、「でもあなたの話は子どもの安全を守る仕事の人に伝えなければならない」「あなたが

心配していることもちゃんと一緒に伝える」ことをわかりやすく説明してください。「言わないからお話して」というのは、子どもにうそをついて裏切ることになります。

3 次に相談できる機会を提供する

性暴力被害を疑って話を聴こうとしても、子どもはまだ心の準備ができていないかもしれません。その時には開示がなかったとしても、話をする時間をとってくれたことにねぎらいの言葉をかけ、「困ったことがあったら誰か相談できる人はいる?」「話をしたくなったらまた聴かせてね」と、次の開示の機会もあることを伝えておきましょう。

4 一人で抱え込まない

教職員が一人で対応しようとせずに校内のチームで十分に検討してください。「もう少し様子をみてから」などという結論になり校内での対応に納得できないことがあるかもしれません。そういう時には性暴力被害者サポートセンターや医療機関など、校外の第3者機関に相談してください。それが子どもの将来を守ることにつながる場合もあります。

NARAハートでできること

☎ 電話相談

🏠 来所相談

🧩 支援の
コーディネート

👤 同行支援

特に加害児童生徒も同じ学校にいる場合、対応に苦慮することが多いため、教育委員会をはじめ、性暴力被害者サポートセンターなどの専門機関と連携することで、よりスムーズな支援につながります。

奈良県性暴力被害者サポートセンター

NARAハート

TEL.0742-81-3118

相談日：火～土曜日 9:30～17:30

(祝日・12/28～1/4を除く。月曜日が祝日と重なる時はその直後の平日も除く)

